

18 増築等に関する適用範囲

《基本的考え方》

増築、改築等を行う場合において整備が必要な部分を明らかにし、利用者の円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進めます。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】増築等に関する適用範囲（200㎡以上の建築物）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が200㎡以上の 増築等 をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
①増築部分	★ 増築等 に係る部分	令第23条 一 当該増築等に係る部分
②道等 →利用居室	★ 道等 から増築等に係る部分にある 利用居室 までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
③便所	★ 利用者 の用に供する便所	三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
④利用居室 →便所	★増築等に係る部分にある 利用居室 （当該部分に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 ）から 車椅子対応トイレ （ 車椅子対応トイレ が設けられていない場合においては、 準車椅子対応トイレ ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
⑤駐車場	★ 利用者 の用に供する駐車場	五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
⑥駐車場 →利用居室	★ 車椅子使用者用駐車施設 から増築等に係る部分にある 利用居室 （当該部分に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）
道等	道又は公園、広場その他の空地	—

	当該建築物の車寄せ (読み替え)	「18 増築等に関する適用範囲」の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする	—
利用居室		利用者の用に供する居室	—
利用者		施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
車椅子対応トイレ		「4 便所【2】①、【3】①」で整備した便所	—
準車椅子対応トイレ		「4 便所【4】①」で整備した便所	—
車椅子利用者用駐車施設		「7 駐車場【1】①」で整備した駐車施設	—
移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路		「6 敷地内の通路【2】」で整備した敷地内の通路	—

《解説》

- ・ 増築等を行う部分と既存の部分の床面積の合計が 500 ㎡以上となる場合に利用者の用に供する便所を設けるときは、車椅子対応トイレを整備する。

【2】増築等に関する適用範囲（200 ㎡未満の建築物）

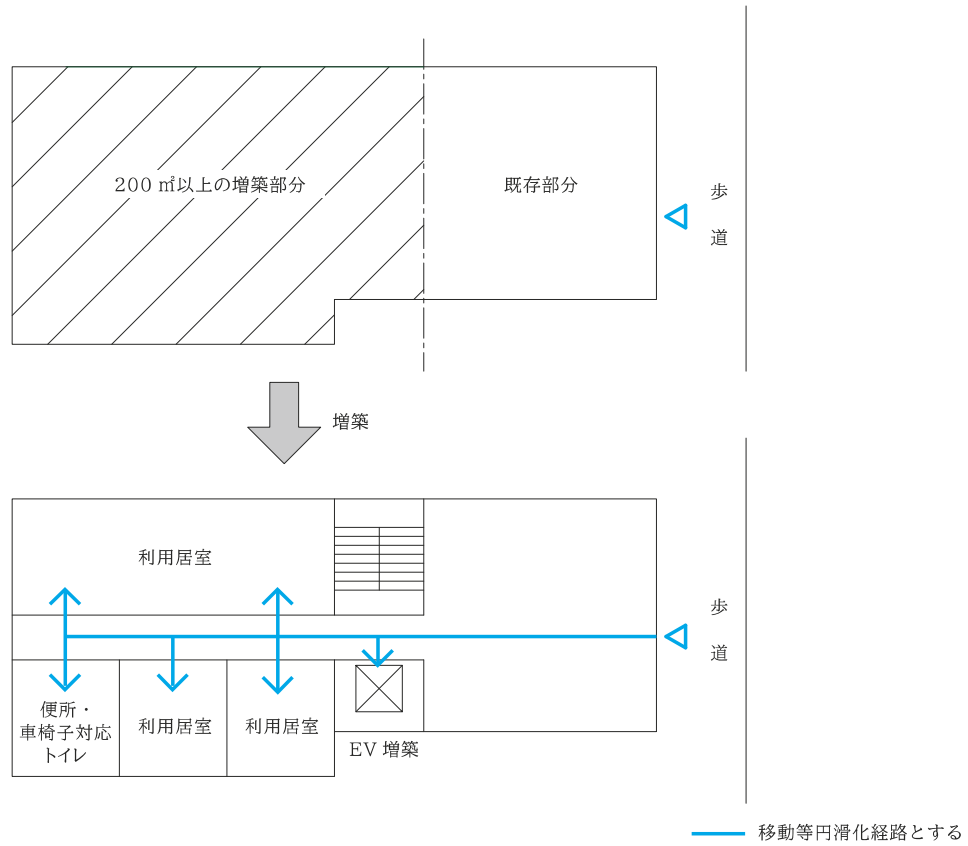
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 200 ㎡未満の 増築等 をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
①増築部分	★ 増築等 に係る部分	令第 23 条 一 当該増築等に係る部分

※バリアフリー法令は、【1】増築等に関する適用範囲（200 ㎡以上の建築物）に掲げる②から⑥の「バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例」の欄も適用があるため、留意すること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）

《増築の事例》



《用途変更の事例》

